

変容する託宣神

——コトシロヌシ考——

序

古代の文献に現れる託宣する神は数多いが、その中でコトシロヌシは、記紀神話の国譲りににおいて重要な役割を果たしている点で特異である。何故にコトシロヌシが国譲りの役を担うに至ったか。そして、同神は平安朝において宮中の八神殿の一つとしても祀られ、更に、後世の民間においては、恵比寿神としても信仰された。コトシロヌシが託宣神であり、国譲りの神ともされるのはいかなるコンセプトなのか。又、国譲り神話において国つ神の代表であったコトシロヌシが、いかにして宮中に祀られるに至ったか。それらと恵比寿神との接点はなど、コトシロヌシは多元的な神である。本稿はコトシロヌシを中心として、関連する託宣神、例えば、オホモノヌシ、ヒトコトヌシなどとも比較しながら考えていく。

吉田 修 作

一 多言的託宣神としてのコトシロヌシ —神功紀と天武紀—

コトシロヌシが託宣神として現れるのは、神功皇后前紀での皇后の神憑かりの際（A）と、天武紀壬申の乱の記事（B）においてである。

A 足仲彦天皇、筑紫の橿日宮に崩ります。時に皇后、天皇の、神の教へに従はずして早く崩りまししことを傷みたまひて、以為さく、崇れる神を知りて、財宝国を求めむと欲す。（中略）皇后、吉日を選びて齋宮に入り、親ら神主と為りたまひ、則ち武内宿禰に命せて琴撫かしめ、中臣烏賊津使主を喚して審神者としたまふ。因りて千繪高繪を以ちて琴頭尾に置き、請して曰さく、「先日、天皇に教へたまひしは誰神ぞ。願はくは其の名を知らむ」とまをしたまふ。七日七夜に逮りて、乃ち答へて曰はく、「神風の伊勢国の百伝ふ度遣県わたるひの拆五十鈴宮に居す神、名は搗つ賢木さかき蔵くらの御魂天疎みたま向津媛命」とのたまふ。（中略）問ひまをさく、「亦有すや」とまをしたまふ。答へて曰はく、「天事

代虚事代玉籤入彦巖之事代神有り」とのたまふ。更、
務古水門に還りましてトへたまふ。是に天照大神、誨へま
つりて曰はく、(中略)亦、事代主尊、誨へまつりて曰は
く、「吾を御心の長田国に祠れ」とのたまふ。

(神功紀摂政前紀年二月、元年二月)

右の神功紀で注目されるのは、仲哀天皇崩御という危機的状況において、そういう状況を招いた祟れる神の名を知ろうとして、神を依り憑かせる場面だということである。そして、神の名を得るまでに一週間を要し、ようやく神の名告りの段階に至って、アマテラスの荒御魂などに続き、コトシロヌシの名告りとなる。その名告りは、アマテラス、コトシロヌシなどを含めて、枕詞的な文字の連鎖で儀礼的な様式性を帯びているとともに、文字表記を前提としたものである。更に、その名の中には神に関する神話が内包されている(後述)。これらの神の名告りは、アマテラス、ワカヒルメ、コトシロヌシ、住吉神となっており、前二者が天つ神、最後が航海安全の神であるのに対応し、コトシロヌシは国つ神の代表であるはずだが、その名に「天事代」と天が冠されており、その神名から言えば、天神とも見なされ得る。これも先の神話性に関わるものとして後述する。ともかく、それらの神の名告りによって祟り神は守護神に転じ、皇后を新羅に赴かせる。その新羅からの帰途、務古水門において、アマテラスの荒御魂を広田国、ワカヒルメを生田国、コトシロヌシを長田国に祭れなどという神の託宣がある。これらは、延喜式神名帳にも見られる攝津国の広田神社、生田神社、長田神社の起源として語られる。

一方、天武紀元年ではコトシロヌシの託宣を次のように記述している。

B 是より先、金網井に軍せし時に、高市郡大領高市縣主許梅、儼忽に口閉びて、言ふこと能はず。三日の後に、方に神着りて言はく、「吾は、高市社に居る、名は事代主神なり。又、身狭社に居る、名は生靈神なり」といふ。乃ち頭して曰く、「神日本磐余彦天皇の陵に、馬及び種種の兵器を奉れ」といふ。便ち亦言はく、「吾は皇御孫命の前後に立ちて、不破に送り奉りて還る。今も且官軍の中に立ちて守護りまつる」といふ。且言はく、「西道より軍衆至らむとす。慎むべし」といふ。言ひをはりて醒めぬ。故是を以て、便に許梅を遣して、御陵を祭り拜ましめて、因りて馬及び兵器を奉る。又、幣を捧げて、高市・身狭、二社の神を禮ひ祭る。然して後に宅岐史韓国、大坂より来る。故、時人の曰く、「二社の神の教へたまへる辞、適に是なり」といふ。又村屋神、祝に着りて曰く、「今吾が社の中道より、軍衆至らむ。故、社の道を塞ふべし」といふ。故、未だ幾日を経ずして、廣井造師が軍、中道より至る。時人の曰く、「即ち神教へたまへる辞、是なり」といふ。軍の政既にをはりて、將軍等、是三社の教へたまふ言を挙げて奏す。即ち勅して三神の品を登げ進めて祠りたまふ。

(天武紀元年七月)

右は、壬申の乱というやはり危機的状況の最中、高市県主許梅にコトシロヌシ、イクタマノ神が神憑かりして名告りを行なうが、ここでも許梅は三日間の無言状態に陥る。つまり、託宣

を得るためには、ある一定期間の無言語状態が要請されるのである。⁽¹⁾そこで神は、一つは、神武天皇陵に馬と兵器を奉ること、二つに、神自身が天武天皇の前後にいて官軍を守護すること、三つ目に、西の道から敵の軍勢が来るので用心することという三つのことを託宣し、言い終わつた後、許梅が覚めたところ。ということとは、神憑かりの時には、許梅が夢想状態であつたことを示しており、許梅は前掲Aの神功皇后に相当する。そして、Aと比べると、その神の託宣が名告りに引き続き、三つの内容が告げられるという多言性を持つことが注目される。因みに、この高市社、身狭社は延喜式神名帳にもその名が見える（高市社については後述）。天武紀では、それらの神のことはに従っている、敵方の壹岐韓国が大坂からやつて来たので、時人が神のことが現実であつたことを解説する。時人の解説がなされている点においては、その神のことが童謡とも通じることが表している。更に続いて、村屋神が祝に憑いて敵に関する別の託宣がなされ、ここでも時人の解釈が施されるという展開をする。

闕い、或いは謀反の際に、敵に関する情報が、童謡的な歌や特異な言葉でもたらされるという例は、崇神記や履仲記に見られる。ただ、ここでは、山口、坂にいる女性が歌や言葉でそれらの情報を知らせるもので、神が名告りをするという設定にはなっていない。これは神憑かりとして記述されたものとそうではないものとの差異であろう⁽²⁾。

前掲A、Bにおいて、コトシロヌシが神憑かりや託宣に関わることが示された。また別に、顕宗紀で阿閉事代という人物が

神の託宣に関与していることが分かる。

阿閉臣事代、命を銜^うけて、出でて任那に使す。是に月神、人に著^かりて謂^{かた}りて曰はく、「我が祖高皇產靈、預^あひて天地を鎔造せる功有^あします。民地を以ちて、我が月神に奉^たれ。若し請^この依^よに我に献^{けん}らば、福慶あらむ」とのたまふ。事代、是に由りて、京に還りて具に奏し、奉るに歌荒櫛^{うんあらび}田を以ちてす。壹伎県主の先祖押見宿禰、祠に侍へまつる。
(中略) 日神、人に著りて、阿閉臣事代に謂りて曰はく、「磐余^{いひ}の田を以ちて、我が祖高皇產靈に献^{けん}れ」とのたまふ。事代、便ち奏して、神の乞^この依に、田十四町を献る。対馬下県直、祠に侍へまつる。
(顕宗紀三年二月、四月)

ここでは、月神、日神は人に憑かつて託宣したのを、阿閉事代が聞いて言葉にした、Aで言えば、サニハ役のイカツオミに相当する。ここからコトシロの語義を考えてみると、神の言葉を理解し、神に代わって人に伝えるということになる。コトシロヌシの神名の語義については、言知る、言領るなど、多少の異説はあるが、コトシロヌシは託宣に関わる神で、神の言葉を代弁することの神格化であると言つてよい。

二 多言的託宣神の変容

一 國譲りと神婚神話のコトシロヌシ

國譲り神話におけるコトシロヌシは、次のC、D、Eに見られる。

C ここをもちて、この二柱の神（建御雷神と天鳥舟神）、出雲の国の伊耶佐^{いざ}の小浜に降り到りまして、十掬劍^{ちくけん}を抜

き、逆に浪の穂に刺し立て、その剣の前を跌坐ふたすわて、その大
 国主神に問ひて言らししく「天照大御神・高木神の命もち
 て問ひに使はせり。汝がうしはける葦原中国は、あが御子
 の知らず国と言依ことよさしたまひき。かれ、なが心いかに」し
 かれて、答へ白ししく、「あはえ白さじ。あが子八重事代
 主神、これ白すべし。しかるに、鳥の遊び、取魚とりうしして、御
 大の前に往きて、未だ還り来ず」。かれしかして、天鳥船
 神を遣はし、八重事代主神を徴めし来て問ひたまひし時に、
 その父の大神に語りて言ひしく、「恐し。この国は天神の
 御子に立て奉らむ」といひて、即ちその船を踏み傾けて、
 天の逆手を青柴垣あおしばがきに打ち成して隠りましき。(中略) か
 れ、さらにまた還り来て、その大国主神に問ひたまひし
 く、「なが子等、事代主神・建御名方神の二柱の神は、天
 つ神の御子のまにまに違はじと白しつ。かれ、なが心い
 かに」しかして答へ白ししく、「あが子等二柱の神の白すま
 にまに、あも違はじ。この葦原中国は命のまにまにすでに
 献らむ。ただあが住所すみかのみは、天神の御子の天つ日継知ら
 しめるとだる天の御巢のごとくして、底つ石根に宮柱ふと
 しり、高天の原に氷木たかしりて、治めたまはば、あは百
 足らず八十垆手に隠りて侍らむ。また、あが子八十神は、
 八重事代主神、神の御尾前みおしとなりて仕へまつらば、違ふ神
 はあらじ」とかく白して、… (神代記)

D
 時に大己貴神対へて曰さく、「我が子に問ひ、然して後
 に報かへさむ」とまをす。是の時に、其の子事代主神遊行
 し、出雲国の三穂の碕さきに在り、釣魚するを以ちて樂とす。

或に曰く、鳥の遊を樂とすといふ。故、熊野の諸手船を以
 ちて、へ亦是天鵲船てんせつせんと名ふ。使者稻背脛いなせはざを載せ遣して、高
 皇産靈の勅を事代主神に致し、且つ報さむ辞を問はしむ。
 時に事代主神、使者に謂りて曰く、「今し天神、此の借問
 ひたまふ勅有り。我が父は避り奉るべし。吾も違ひまつ
 らじ」といふ。因りて海中に八重蒼柴籬を造り、船柵ふねかきを踏
 みて避りぬ。

E
 時に二神、出雲に降くだりり、便ち大己貴神に問ひて曰は
 く、「汝、此の国を將ちて天神に奉らむや以い不ふや」とのた
 まふ。対へて曰さく、「吾が兄事代主、射鳥遊遊して、三
 津の碕に在り。今し問ひて報さむ」とまをす。乃ち使人を
 遣して訪はしむ。対へて曰さく、「天神の求めたまふ所、
 何ぞ奉らざらむや」とまをす。故、大己貴神、其の子の辞
 を以ちて二神に報す。(神代紀下 第九段 一書第一)

これらの記事は、オホクニヌシが子のコトシロヌシを指名し
 て、国譲りの諾否を答えさせるといふ場面、コトシロヌシは
 オホクニヌシの代弁者だから、コトシロヌシとオホクニヌシの
 言葉は同等の意義を持つことになる。C神代記では、コ
 トシロヌシに八重という接頭語が付けられている。古事記注釈
 では、神代紀下本文Dの後二行に、「海中に八重蒼柴籬を造り」
 とあるからコトシロヌシに八重を冠したと説くがどうであらう
 か。語構成としては、八重はコトシロヌシという神名に冠され
 ているのだから、そこから考えるべきではないか。今までの検
 討で言えば、コトシロヌシは多言性を持つ託宣神であることか
 ら、八重はその多言性を示す標章と捉えられる。但し、C神代

記では、コトシロヌシは「恐し。この国は天神の御子に立て奉らむ」とのみしか言わずに、「船を踏み傾けて、天の逆手を青柴垣に打ち成して隠りましき」とある。つまり、コトシロヌシは国譲り神話においては一言の託宣のみで退出してしまふ。これは如何に解され得るか。

ここには多言性の託宣神コトシロヌシの位相が隠蔽され、一言性の託宣神へ変容し、新たな国譲りの神コトシロヌシの生成が見て取れる。多言性の託宣神は、前掲の天武紀にあつたように、様々の情報に臨機応変に対応し、固定的でない、場合によつては逸脱性を含むこともあり得た。それに対して、一言性託宣神は善悪いづれにせよ固定的で制度化されていく方向性を有している。要するに、コトシロヌシは国譲り神話では、国譲りを承諾するという託宣しか発し方がない。

国譲りの託宣後、コトシロヌシは船で海に隠れていく。この件に関し、平田篤胤は漁労の様として、注釈も従っているが、鈴木重胤や古典集成などが説く神籬（ひまき）に隠れると解した方がよい。つまり、それは祭りにおける神送りに相当し、この神話をもとに、美保神社では青柴垣神事が行なわれており、そこでは、コトシロヌシ神役の頭屋は祭りの間中無言状態に徹している。これは託宣を得るための準備段階の名残ではないか。ただ、美保を含めて、出雲風土記にコトシロヌシの名が見えず、美保神社にコトシロヌシが祭られたのは遡っても中世に至らない程なので、現行の青柴垣神事が古代にそのままあつたとは言えない。とは言え、現行の青柴垣神事の中に古代的位相を受感することもある程度可能だろう。

続いて、C神代記の後半では、オホクニヌシが子等の言うように国譲りを認め、天神の御子と同様に、「底つ石根に宮柱ふとしり、高天の原に氷木たかしりて」自分の宮殿を建ててくれれば隠れるとの意志を示すが、それらの詞句は、祈年祭、六月次、大祓祝詞にも使用されている慣用句であつた。更に、Cの後二行を見ると、「八重事代主神が神の御尾前となりて仕へまつる」とあり、西田長男や注釈は、前掲の天武紀(B)コトシロヌシの託宣中の「天武の前後に立つて官軍を守護する」という言葉との類似を指摘する。Cの「八重事代主神、神の御尾前となりて仕へまつる」という言説は、オホクニヌシの会話中のものではあるが、天武紀のコトシロヌシの託宣の引用的なものと考えられる。従つて、右のオホヌヌシの言説は、国譲りの段で隠蔽されたコトシロヌシの多言的託宣の片鱗を窺わせるのに充分である。

このような国譲りに當つて、国つ神が天つ神、皇孫を守護するとの言説は、神代紀下第九段一書第二で、オホモノヌシに対するタカミムスヒの言葉にも見られ、これも慣用句的である。

F 是の時に、帰順（ききん）ふ首渠（かみ）者は、大物主神と事代主神となり。乃ち八十万神を天高市に合めて、帥（しゅ）るて天に昇り、其の誠款の至を陳す。時に高皇産靈尊、大物主神に勅したまはく、「汝、若し国神を以ちて妻とせば、吾猶し汝を疎心（そこころ）有り」と謂はむ。故、今し吾が女三穗津姫を以ちて、汝に配（あは）せ妻とせむ。八十万神を領（ひき）ゐて、永に皇孫の為に護り奉るべし」とのりたまひ、乃ち還り降らしめたまふ。

(神代下 第九段 一書第二)

オホモノヌシとコトシロヌシのつながりについては後述するとして、これらの言説は、むしろ天武紀の託宣が基ではなかったか。それというのも、天武紀でのコトシロヌシは高市社に祭られているとされ、高市許梅に神憑かりしたが、右のFでは、八十万神が高市市に集まり、天上に昇ったとある。この天高市は、神代紀上七段一書第一では、アマテラスの石屋戸隠りの際に八十万神が集った所でもあり、当然飛鳥高市の地名に由来するものである。

是に天下恒闇にして、復昼夜の殊も無し。故、八十万神を天高市に会へて問ひたまふ。時に、高皇産靈の息思兼神と云ふ者有り。

(神代紀上 七段 一書第一)

書紀で「天高市」の用例は、Fと右の二例のみだが、それが国つ神と天つ神に通用する集会の場所であることは注目される。ということは、国つ神と天つ神の世界は、対立しながらも通底している位相があることを示している。このことも後述する。

今一つ、国譲りの段のC、D、Eにおけるコトシロヌシの特徴としては、鳥の遊びや魚釣りをしていることである。鳥の遊びについては、神代記のアメワカヒコの葬儀や、垂仁紀二十年十一月で失語症のホムチワケが鳥によって言語能力を得たことに見られるように、葬儀や言葉の呪術に関連し、特にコトシロヌシの場合は、託宣を得るための準備段階を意味している。また、魚釣りについては、神功皇后が新羅出兵に際して魚釣りによってウケヒをなしたように、占いの方法の一つでもあり、これも神の意思を問う呪術である。従って、コトシロヌシが鳥の

遊びや魚釣りを行なっていたのは、ともに神の託宣を得るための呪的行為と捉えられる。

更に、コトシロヌシには託宣と直接関わらない伝承も共時的に存在する。

G 又曰く、事代主神八尋熊罴に化為り、三島溝檣姫に通ひたまひて、或に云はく、玉櫛姫といふ、児姫蹈鞴五十鈴姫を生みたまふ。是、神日本磐余彦火火出見天皇の后と為る。

(神代紀上 第八段 一書第六)

右のGでは、「又曰く」ではあるが、コトシロヌシが罴となつて姫のもとに通ひ、神武天皇の后となる女性を設けたとし、神武即位前紀では、后イヌズヒメの出生を同様にコトシロヌシの神婚として伝える。神代紀の本伝、古事記においては、その伝承がオホモノヌシの事績であるから、ここでもコトシロヌシとオホモノヌシは共通する性格を持つことになる。そして、書紀ではコトシロヌシの血を引く神武后の系統が次に見られるように、神武以下の天皇に引き継がれていくという系譜となる。

神淳川耳天皇は、神日本磐余彦天皇の第三子なり。母は媛蹈鞴五十鈴媛命と曰し、事代主神の女大なり。(中略)

葛城に都つくりたまふ。是を高丘宮と謂ふ。(緩靖紀)

磯城津彦玉手看天皇は、神淳川耳天皇の太子なり。母は五十鈴依媛命と曰し、事代主神の少女なり。(安寧紀)

大日本彦相友天皇は磯城津玉手看天皇の第二子なり。母は淳名底仲媛命と曰し、事代主神の孫鴨王の女なり。

(懿德紀)

つまり、神武紀以降は、系譜的にはオホモノヌシではなく、

コトシロヌシを国つ神の代表と位置づけ、その子孫が天皇家と結びついていくという意図を表していると言える。それが託宣神として表現されたのが、前掲の神功紀Aにおけるコトシロヌシの名告りでの名である。前掲Aでコトシロヌシの名に天が冠されていたのは、国つ神の代表たるコトシロヌシが、天つ神に連なる天皇家と結びつくという神話を背景にしていたことによる。

三 託宣しない天つ神コトシロヌシ

― 出雲国造神賀詞から八神殿の神へ ―

一方、延喜式祝詞中に出雲国造神賀詞では、オホナモチ、オホモノヌシ、アヂスキタカヒコネなど出雲系の神とともに、コトシロヌシの「御魂をうなでに坐せ」とあり、コトシロヌシはそこでは国つ神に位置付けられている。

H すなはち大なもちの命の申したまはく『皇御孫の命の静まりまさぬ大倭の国』と申して、己命の和魂を八咫の鏡に取り託けて、倭の大物主くしみかたまの命と名を稱へて、大御和の神なびに坐せ、己命の御子あぢすき高ひこねの命の御魂を葛木の鴨の神なびに坐せ、事代主の命の御魂をうなでに坐せ、かやなるみの命の御魂を飛鳥の神なびに坐せて、皇孫の命の近き守神と貢り置きて、八百丹杵築の宮に静まりましき。

(出雲国造神賀詞)

右の「うなで」について、その前後に「神なび」の語が連続するので、「うなでの神なび」とあるべきだという見解もあるが、「うなで」は溝の意だから、あえて「神なび」の語を挿入

する必要もない。この「うなで」が現在のどこの神社に相当するか諸説があるが、いずれか確定し難い。ただ、万葉集に二首この神社を詠み込んだ歌が見られる。

真鳥住む卯名手の神社の菅の根を衣にかきつけ着せむ子も
がも
(万葉巻七・一三四四)

思はぬを思ふと言はば真鳥住む卯名手の社の神し知らさむ
(万葉巻十二・三一〇〇)

特に巻十二・三一〇〇に、「思はぬを思ふと言はば」卯名手の社の神が知るだろうと、この社の祭神コトシロヌシが言葉を司る役割を果し、虚偽の言葉を発したならば、祟りをもなすような神と認知されていたことが歌われているのは注目される。

延喜式神名帳にもこの神社に相当する高市御縣坐鴨事代主神社が記され、前掲B天武紀の託宣神コトシロヌシを祭神としたことが確かめられる。別に、釈日本紀巻第十五、述義十一には旧事紀に曰くとして、高市社とともに、亦云甘南備飛鳥社を挙げた。この亦の名は、出雲国造神賀詞のコトシロヌシとカヤナヌミの社が紛れたためであろう。そして、延喜式神名帳には葛上郡にもコトシロヌシを祀る鴨都波八重事代主命神社があり、後世の大三輪神社資料、大三輪三社鎮座次第(嘉祿二年 一二二六)には葛城賀茂神社とある。これらに関連して、コトシロヌシを賀茂氏や葛城氏の氏族伝承から捉える見解が出されているが、ここではその方面にはあまり踏み込まない。ただ、山背風土記逸文の可茂社の起源に葛木が設定されているのは、葛城の地と賀茂の密接なつながりを示唆するものであるが、令義解では、山城鴨は天神、葛木鴨は地祇と分別がなされていること

にも注意しておきたい。

凡天神地祇者。神祇官皆依常典祭之。謂天神者。伊勢。山城鴨。住吉。出雲国造斎神等類是也。地祇者。大神。大倭。葛木鴨。出雲大汝神等類是也。
(令義解)

新撰姓氏録の大和神別、賀茂朝臣の項では、大神朝臣同祖、大国主神の後として地祇に位置付けられている。

賀茂朝臣。大神朝臣同祖。大国主神之後也。太田田禰古命孫大賀茂都美之命。奉斎賀茂神社。

(新撰姓氏録 大和神別 地祇)

それに対して、コトシロヌシ系統の氏族を新撰姓氏録で検索すると、タカミムスビの子孫などとされる伊與部氏、畝尾氏が天神に区分されている。

伊與部 高媚牟須比命三世孫天辭代主命之後也。

(新撰姓氏録 右京神別下 天神)
畝尾連 天辭代命子國辭代命之後也。

(同 左京神別中 天神)
ここにおいて、コトシロヌシの子孫、或いは奉斎する一族、神社が、天神と地祇の両方に跨って存在することが確認された。そのことは、コトシロヌシが平安朝に八神殿に祀られたこととも関わる。

八神殿の神については、延喜式祝詞、同神名帳、古語拾遺、先代旧事本紀などによってその神名が示され、神祇官の御巫が祀る天皇の守護神とされる。

「大御巫の辭竟へまつる、皇神等の前に白さく、神魂・高御魂・生く魂・足る魂・玉留魂・大宮の壳・御膳つ神・

辭代主と、御名は白して、辭竟へまつらば、皇御孫の命の御世を手長の御世と、堅磐に常磐に斎ひまつり、茂し御世に幸はへまつるが故に、皇吾が睦神ろきの命・神ろみの命と、皇御孫の命のうづの幣帛を稱辭畢竟へまつらく」と宣る。
(延喜式祈年祭祝詞)

神祇官西院坐御巫等祭神 廿三座。御巫神 八座 神産日神 高御産日神 玉積日神 生産日神 足産日神 大宮壳神 御食津神 事代主神
(延喜式神名帳)

爰に皇天二祖の詔に仰従ひて、神籬を建樹てたまひき。所謂高皇産霊・神皇産霊・生産霊・足産霊・大宮壳神・事代主神・御膳神。(已上は、今御巫の斎き奉る所なり。)

(古語拾遺、先代旧事本紀 天皇本紀 神武)
その八神の中、祝詞の順で言えば、カミムスヒからタマムスヒまでは生産、生成の力を表すムスヒの神々、ミケツカミはそれらの神へ捧げる食物の神格化と見なされるが、タカミムスヒは古事記で別名タカギノ神とも称し、神武記などにおいて、夢の中で託宣する神でもあった。

八神殿の神のオホミヤノメは、語義的には宮殿に奉仕する巫女的女性の神格化というように説明可能であるが、別に、大殿祭祝詞にも登場し、そこでは「神等のいすころひ荒びますを、言直し和し」「咎過ちあらむをば、見直し聞き直しまして」などと、言葉の呪術にも関与するとされている。タカミムスヒ、オホミヤノメが託宣や言葉の呪に関わっていることで、コトシロヌシが八神殿の一神に列せられた意味合いが見えてくる。当然、このコトシロヌシは葛城や高市という地域を越えた言葉を

司る神で、神格化という観点から言えば、参考となるのが前掲の阿閉事代である。阿閉事代は神の託宣を聞き、言語化するサニハ的な存在だったから、これを参照するならば、前述したように、コトシロヌシはそのようなサニハ的存在の神格化で、しかも多言的託宣神とされていた。コトシロヌシが国譲りでオホクニヌシの代弁をしたのは、そのようなサニハ的存在が一言的託宣神として隠蔽されて限定的に現れたと捉えられる。古事記伝は、コトシロヌシが八神殿に祀られたことについて、古事記国譲り段におけるオホナモチの言葉の中で、コトシロヌシが天神の前後を守護することを約束したことを根拠として説いているが、これも前述したように、そのオホナモチの言説は前掲B天武紀のコトシロヌシの託宣を踏まえているから、その天武紀の託宣がコトシロヌシを八神殿に祀る根拠になったと考えた方がよい。

そして、八神殿に祀られた結果において、コトシロヌシは出雲国造神賀詞にあつたような土地に根ざした国つ神から、タカミムスビと並ぶより抽象的な天つ神に変容した。要するに八神殿に祀られたことによってコトシロヌシは託宣する国つ神としての役割を終えたのである。では、八神殿においてコトシロヌシはいかなる神と観念されていたか。それを考える手掛かりは、そのコトシロヌシが御巫によって祀られていたということである。前述したように、コトシロヌシは神婚によって天皇家と結びつき、その子孫が天皇になるという神話伝承も持っていた。八神殿の御巫に祀られたことにより、コトシロヌシは、神婚によって天皇家と結びついたという神の位相が前面に競り出

された。これも変容する託宣神が新たな神として生成された一つのあり方である。勿論、別に国つ神の中で託宣する神、神婚する神はコトシロヌシとは限らなかった。次に、他の託宣する国つ神を取り上げ、コトシロヌシと比較してみる。

四 託宣する国つ神

―コトシロヌシとオホモノヌシ・ヒトコトヌシ

崇神記、崇神紀に、オホモノヌシが天皇やモモソヒメの夢に現れて自らの祭り方を指示する記述がある。そして、前者では神の名告りはないままにオホモノヌシの言葉が語られるのに対して、後者では神の名告りの段階を経て神の言葉が告げられる。これは前者が神の名告りの段階を省略して記述したものと解される。続いて前者では、所謂三輪山型の神婚譚が展開されるが、後者では後日譚として、モモソヒメがオホモノヌシの妻になるというように記される。また、神武記では、オホモノヌシがミシマミゾクヒの娘に通つて神武皇后となる子を設けたとあった。要するに、オホモノヌシもコトシロヌシ同様、神の名告り、託宣を行うとともに、国つ神として天つ神たる天皇家と婚姻を結ぶという伝承を持つ。ただ、オホモノヌシは三輪という山、或いは倭の地名を背負っており、土地に根ざした国つ神、祟り神という存在であった。例えば、崇神紀七年春二月の名告りでは、「我は是倭国の域の内に居る神、名を大物主神」とある。

その面では、オホモノヌシは、垂仁記のイツモオホカミに近い。垂仁記では、イツモオホカミが自分の宮を修理すれば

御子ホムチワケに對する祟りを解くという託宣を発している。そしてここでは、神の名告りはなく、占いで神の素性を知ることになっている。それらに對して、コトシロヌシは国つ神の代表であつたが、神名として葛城や高市という地名を負うことなく、天つ神とも通底する位相を持ち合わせていた。

今一つ、葛城に関わる託宣神、ヒトコトヌシを取り上げる。

雄略記、雄略紀では、天皇とヒトコトヌシが名告りをし合ひ、どちらが先に名告るか、記紀による異同はあるが、名告りが中心の話である。雄略記の神の名告りでは、「あは悪言も一言、善言も一言、言離神、葛城一言主大神」とある。「言離」はコトサカル、コトサカノ、コトハナツなどの訓があるが、コトサカルがよいようだ。いずれにせよ、神名が示すように、葛城の地主神で一言で言い切る託宣神である。その面では、ヒトコトヌシは、コトシロヌシが葛城に関わりながら地名を負うことなく、八重という語が冠されるように多言的な託宣も行う点において、好対照である。因みに、葛城地方でヒトコトヌシを祀る一言主神社と、コトシロヌシを祀る鴨都波八重事代主神社は同じ水系に属し、地域的には隣接している。

別に、ヒトコトヌシは、日本靈異記上巻二十八縁で、役の優婆塞のことを宮廷に讒言し、最終的にはその役の行者に逆に呪縛されたという言い伝えを持つ。ここでもヒトコトヌシは葛木の峯と地名を冠され、一言の言葉の威力を有していた。従つて、ヒトコトヌシとコトシロヌシは、もともと葛城地域の託宣神という共通項を持ちながら、袂を分かつことになつていったのである。古事記注釈などは、ヒトコトヌシとコトシロヌシと

を同神と見なすが、やはり別神とすべきである。そのことが更に明瞭になるのが、続日本紀天平宝字八年の記事である。

復高鴨神を大和国葛上郡に祠る。高鴨神は、(中略)「昔、大泊瀬天皇葛城山に獵したまひし時、老人有りて、毎に天皇と相逐ひて獲を争ふ。天皇怒りて、その人を土左国に流したまふ。先祖の主れる神化して老夫と成り、爰に放逐せらる。」(続日本紀天平宝字八年十一月七日)

右の記事は、前述の雄略記、雄略紀の異伝的なものだが、天皇とヒトコトヌシとの出会いが、高鴨神とのそれとなり、天皇に對抗したことで神が土佐へ配流されるという展開になる。土佐風土記逸文では、その続日本紀の記事を踏まえ、高鴨神の配流を記すが、ここでは、その神をヒトコトヌシともアヂスキタカヒコネとも伝える。アヂスキタカヒコネも葛城を根拠とした国つ神として知られる。

結

以上のことをまとめてみる。コトシロヌシはオホモノヌシ、ヒトコトヌシなどと共通する託宣する国つ神であつたが、地域共同体を越えた託宣神として、危機的な戦いの場や国譲りに関わり、更により抽象的な天皇の守護神天つ神として祀られた。その点で、国つ神としての託宣神に終始したオホクニヌシ、ヒトコトヌシと、コトシロヌシとは一線を画す。コトシロヌシの多様性から、松前健はコトシロヌシを固有名詞的でなく、普通名詞的な複数の神と解したが、今まで述べてきたように、コト

シロヌシは変容する託宣神という観点から捉えられるのではない。コトシロヌシは、多言的な託宣神、一言の託宣神、そして神婚する神、更に託宣しない神という多元性を有するが、それは共時的、かつ通時的に変容し、新たな神として生成した諸相である。更に、それが託宣の一環であった記紀の国譲りがクローズアップされて、中世以降に出雲美保神社に祭られ、託宣の準備としての呪的行為の魚釣りが前面にせり出して、恵比寿神とも見なされるようになったと考えられる。

(注1) これらの点については、吉田「託宣考」(「ことばの呪性と生成」おうふう 平成八年一月) 参照。

(2) これらの点については、吉田「託宣のことば」(「国文学解釈と教材の研究」二〇〇〇年八月) 参照。

(3) 岡 久生「事代主神の諸問題―託宣と国譲りの物語―」(「古事記研究大系5」 古事記の神々 高科書店 一九九八年六月)。

(4) コトシロヌシが青柴垣に隠れたことについては、益田勝美が自決と説明しているのが目を引くが(「魔王伝説」『火山列島の思想』筑摩書房 昭和四三年七月)、それ程具体的に捉える必要もない。祭祀に関する伝承と考えた方がよい。

(5) 和歌森太郎「事代主神と美保神社」(『美保神社の研究』弘文堂 昭和三〇年)。

(6) 西田長男「記紀神話の成立と壬申の乱」(「古代文学の周辺」桜楓社 昭和三九年一二月)。

(7) 武田祐吉校注『古典文学大系 祝詞』、西田前掲論文

(注6)。

(8) 三谷栄一「事代主神の性格」(『日本神話の基盤』塙書房 昭和四九年六月)、多田一臣「氏族伝承の変貌―賀茂氏の神と役小角の伝承をめぐって―」(『古代国家の文学』昭和六三年一月)。

(9) ヒトコトヌシ伝承で「名告り」が中心であることは既に説かれている。阿部寛子「葛城の大神の敗北―古事記における「名告り」から―」(『上代文学』第五十号 昭和五八年四月)、森昌文「雄略天皇論―狩獵伝承の中の大王像―」(「古事記研究大系6 古事記の天皇」一九九四年八月)。

(10) 谷川健一編『日本の神々 神社と聖地 大和』(白水社)。

(11) ヒトコトヌシと役小角については、西郷信綱「役行者考」(『神話と国家』平凡社 一九九七年六月) が論じている。

(12) 松前健「国譲り神話の形成」(『日本神話の形成』塙書房 昭和四五年五月)。

(13) 和歌森前掲論文(注5)。